

2020年4月27日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

四 病 院 団 体 協 議 会

一般社団法人日本病院会

会長 相澤 孝夫

公益社団法人全日本病院協会

会長 猪口 雄二

一般社団法人日本医療法人協会

会長 加納 繁照

公益社団法人日本精神科病院協会

会長 山崎 學



新型コロナウイルス感染症における診療体制に関する要望書

全国に緊急事態宣言が適用される中、各病院は新型コロナウイルス感染症患者の受入、並びに拡大防止に向けて最大限の対応を行っているところです。同時に、新型コロナウイルス感染症患者以外の診療も継続して行わなければなりません。先の新型コロナウイルス感染症重症者等に対する診療報酬上の評価については感謝申し上げるところでございますが、各地域で診療体制を継続させるために下記の事項を要望いたします。

記

- 4月以降、外来・入院とも大幅に患者数が減少している。この状況が続くようであれば、6月以降の病院経営に重大で深刻な影響が出る。病院が経営破綻を起こさないよう、災害時と同様に前年度の診療報酬支払額に基づく概算請求を認めていただきたい。
- 現在、無症状感染者は数多く存在し、救急対応による入院患者等からの院内感染は常に起こる可能性がある。院内感染に対する過剰な報道は患者及び職員の不安を増長することとなり、病院はその対応に苦慮している。各病院は保健所と十分に相談したうえで、自院の対応を決定しており、風評被害等により、外来・入院・救急等の対応が不可能とならないよう国としても適正な報道のあり方について検討していただきたい。
- アビガン等の治験が進められているところであるが、医療従事者を守るために、現状有効と考えられている医薬品については、積極的な医療従事者への予防投薬が行えるよう検討していただきたい。

- N95 マスク・防護服・ディスポーザブルガウン・ディスポーザブル手袋等の感染防護用品の不足については、未だ解消の見込が立っていない。国として国内企業における生産増強が図られるような施策を行っていただきたい。
- 新型コロナウイルス感染症患者に対応している医療従事者が感染した場合の補償について、国として十分な配慮をお願いしたい。

以上